

淡海公

テ甲斐公トセシヨリ以後、此典永ク絶エタリ。夫ノ淳仁天皇ヲ廢シテ淡路公ト爲シ、奉ズルニ其國ノ調庸ヲ以テセシガ若キハ、亦國封ノ類タリ。

〔扶桑略記元六明〕養老四年八月三日、右大臣藤原朝臣不比等薨、春秋六十三、贈太政大臣、諡號淡海公。

〔續日本紀二二三〕天平寶字四年八月甲子、勅曰、子以祖爲尊、祖以子亦貴、此則不易之彝、式聖主之善

行也、其先朝太政大臣藤原朝臣○不者、非唯功高於天下、是復皇家之外戚、是以先朝贈正一位太政

大臣、斯實依我令、已極官位、而准周禮、猶有不足、竊思勳績蓋於宇宙、朝賞未允、人望宜依、齊太公故事、

追以近江國十二郡封爲淡海公、餘官如故、以繼室從一位縣狗養橘宿禰贈正一位爲大夫人。

〔大鏡七太政大臣道長〕かくて鎌足のおとゞは、天智天皇の御時、藤原の姓賜りて、そのとしぞうせ

させ給へりける、内大臣の位にて、廿三年ぞおはしましける、太政大臣にきはめ給はねど、藤氏の御いではじめのやんごとなきによりて、うせ給へる後の御いみな淡海公と申けり、此まげきがいふやう、大織冠をばいかでか淡海公とは申させ給ふぞ、大織冠は大臣の位にて廿五年、御年五十六にてなんかくれおはしましける、ぬしのたまふことゞも、あまの川をかきながすやうに侍れど、をりゝかゝるひが事ぞまじりたる、されどもたれか又かうはかたらんな、佛在世の淨名居士とおぼえ侍るものかなといへば、世繼がいはく、昔から國に、孔子と申ものゑり、のたまひけるやう侍り、智者も千のおもんばかりには、かならず一のあやまちありとなんあれば、世繼とし百歳におほくあまり、二百歳をかぞへぬほどにて、かくまでとはすがたりを申せば、昔の人々もおとらざりけるにやあらむとなんおぼゆるといへば、まげきまかまことに申べきかたなくこそ覺え侍れとて、かつは涙をおしのごひななど感ずる、まことにいひてもあまりにぞおぼゆるや、

美濃公

〔日本紀略清和〕貞觀十四年九月二日己巳、太政大臣從一位藤原朝臣良房薨、子東一條第、年六十九、